

## 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

### D. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）

株式会社 esa の企業活動自体がグリーン化の取り組みであり、さらに浸透、加速させる事へ善処します。

#### ■ サプライチェーン全体の共存共栄に向けた取組

##### 1. 中小企業・地域事業者との協業

- リサイクル素材の収集・分別において、地域の清掃事業者や中小の産廃業者と連携し、esa 独自の技術を提供。
- 地域の回収インフラを活用することで輸送コストを削減し、地域経済の活性化にも寄与。

##### 2. 技術・知見の水平展開

- esa が開発した混練・温度制御のノウハウを OEM ライセンスまたは装置貸与という形で他社へ開放。
- 技術の囲い込みではなく、業界全体のレベルアップを図る「共育」的アプローチ。

##### 3. 公正な価格交渉の推進

- リサイクル原料の調達先に対して、単価だけでなく環境価値（CO<sub>2</sub>削減量など）も加味した「グリーン・プレミアム」価格設定を導入。
- 下請け業者が適切な利益を得られる価格モデルを構築。

---

#### ■ 規模・系列等を超えた新たな連携案

##### 1. 大企業とのオープン・イノベーション

- 包装材・自動車・家電メーカーなどの大企業と共に、再生プラスチックの活用領域を拡張。
- esa の独自素材と企業の設計思想を組み合わせた「共同素材開発プロジェクト」の創出。

##### 2. 異業種連携による価値拡張

- アート・教育・観光分野などと組み、「環境教育×素材体験」「再生素材を使ったアート展示」などを展開。
- 環境意識の高い他業界との横断的な連携で、素材の価値を情緒的にも高める。

##### 3. プラットフォーム化の推進

- 中小製造業、原料供給者、消費者をつなぐオンラインプラットフォームを構築。

- 再生素材の需給調整、トレーサビリティ、排出量管理などを可視化し、産業の垣根を越えた取引を可能に。

## 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

### ①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

### ②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

### ③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

### ④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

## 3. その他（任意記載）

なし

2025年6月20日

株式会社 esa

企 業 名

代表取締役 黒川周子

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。